

諮問第119号

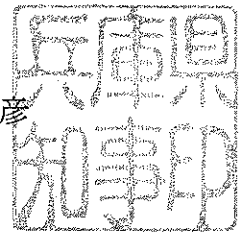
兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会

漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づいて行う知事許可漁業の公示について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定に基づき、下記知事許可漁業につき制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項の規定に基づき、諮問します。

令和4年1月19日

兵庫県知事 齋藤元彦



記

- 1 瀬戸内海機船びき網漁業
- 2 機船船びき網漁業
- 3 はなつぎ網漁業
- 4 五智網漁業
- 5 敷網漁業
- 6 刺し網漁業
- 7 ひき縄漁業
- 8 たこつぼ漁業
- 9 せん漁業

## R4.1.24委員会諮問 告示対象一覧及び公報予定

漁業の種類	漁業種類	許認可方針 地区名	許認可申請期間	許認可有効期間	目次	公報日	原稿
瀬戸内海機船船びき網漁業	さより船びき網	北淡、一宮町、五色町	R4.4.3 ~ R4.5.4	R4.5.20 ~ R5.12.31	P1~P2	2022/2/14	2022/2/3
		西淡	R4.3.15 ~ R4.4.15	R4.5.1 ~ R5.12.31	P3~P4	2022/2/14	2022/2/3
機船船びき網漁業	さより船びき網	北淡、一宮町、五色町	R4.4.3 ~ R4.5.4	R4.5.20 ~ R5.12.31	P1~P2	2022/2/14	2022/2/3
			R4.3.15 ~ R4.4.15	R4.5.1 ~ R5.12.31	P3~P4	2022/2/14	2022/2/3
		西淡	R4.3.15 ~ R4.4.15	R4.5.1 ~ R5.12.31	P3~P4	2022/2/14	2022/2/3
			R4.4.3 ~ R4.5.4	R4.5.20 ~ R5.12.31	P1~P2	2022/2/14	2022/2/3
はなつぎ網漁業	さわらはなつぎ網	西播	R4.4.3 ~ R4.5.4	R4.5.6 ~ R5.5.5	P5	2022/2/14	2022/2/3
五智網漁業	たい・はまち五智網	江井島、二見町、播磨町	R4.2.14 ~ R4.3.17	許可の日 ~ R6.3.31	P6	2022/2/14	2022/2/3
敷網漁業	八田網	神戸市	R4.3.15 ~ R4.4.15	R4.5.1 ~ R5.12.31	P7	2022/2/14	2022/2/3
刺し網漁業	建網	神戸市	R4.2.14 ~ R4.3.17	許可の日 ~ R4.12.31	P8	2022/2/14	2022/2/3
	きす流網	北淡、一宮町	R4.4.15 ~ R4.5.16	R4.6.1 ~ R6.3.31	P9	2022/2/14	2022/2/3
	きす流網	森	R4.4.15 ~ R4.5.16	R4.6.1 ~ R5.5.31	P10	2022/2/14	2022/2/3
ひき縄漁業	ひき縄	江井ヶ島	R4.2.14 ~ R4.3.17	許可の日 ~ R4.12.31	P11	2022/2/14	2022/2/3
たこつぼ漁業	まだこ・いいだこつぼ	江井ヶ島	R4.2.14 ~ R4.3.17	許可の日 ~ R4.12.31	P12	2022/2/14	2022/2/3
せん漁業	いかかご	伊保	R4.2.27 ~ R4.3.30	R4.4.15 ~ R5.3.31	P13	2022/2/14	2022/2/3
	あなごせん	姫路	R4.4.15 ~ R4.5.16	R4.6.1 ~ R5.3.31	P14	2022/2/14	2022/2/3

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業及び兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 瀬戸内海機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
北淡 一宮町 五色町	さより 船びき網漁業	別記1の1	5月20日から 11月30日まで	別記2	10トン 未満	2隻	別記3

(2) 機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
北淡 一宮町 五色町	さより 船びき網漁業	別記1の1	5月20日から 11月30日まで	別記2	5トン 未満	78隻	定めなし
西淡	同上	別記1の2	同上	同上	同上	8隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年4月3日から同年5月4日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年5月20日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区番号	条件
北淡、一宮町、五色町	別記4の1から3まで
西淡	同上

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

1 淡路市野島江崎から洲本市五色町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

2 南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数

小型機船底びき網漁業との兼業船	48 キロワット又は旧漁船法馬力数 15 馬力以下
上記以外の船舶	110 キロワット又は旧漁船法馬力数 35 馬力以下。ただし、48 キロワット（旧漁船法馬力数については 15 馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

（注）旧漁船法馬力数とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 漁業を営む者の資格

瀬戸内海機船船びき網漁業（漁業種類：いわし・いかなご船びき網漁業）の許可を受けた船舶を使用する者。ただし、現に許可を受けている者が、許可の有効期間の満了日到来のため、従前の許可の内容と同一の内容により改めて申請する場合は、この限りではない。

別記4 条件

- 1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 2 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業及び兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 瀬戸内海機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
西淡	さより船びき網漁業	別記1の2	5月20日から11月30日まで	別記2	10トン未満	2隻	別記3

(2) 機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
北淡 一宮町 五色町	さより船びき網漁業	別記1の1	5月20日から11月30日まで	別記2	5トン未満	6隻	定めなし
西淡	同上	別記1の2	同上	同上	同上	2隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年3月15日から同年4月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年5月1日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区番号	条件
北淡、一宮町、五色町	別記4の1から3まで
西淡	同上

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

1 淡路市野島江崎から洲本市五色町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

2 南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下

上記以外の船舶	110 キロワット又は旧漁船法馬力数 35 馬力以下。ただし、48 キロワット（旧漁船法馬力数については 15 馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない
---------	---

（注）旧漁船法馬力数とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 漁業を営む者の資格

瀬戸内海機船船びき網漁業（漁業種類：いわし・いかなご船びき網漁業）の許可を受けた船舶を使用する者。ただし、現に許可を受けている者が、許可の有効期間の満了日到来のため、従前の許可の内容と同一の内容により改めて申請する場合は、この限りではない。

別記4 条件

- 1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 2 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1 統当たりの総設備容量
2 隻以下	集魚燈に使用する電球 500 ワット以下	1,000 ワット以下

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第5号に掲げるはなつぎ網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
西播	さわらはなつぎ網漁業	姫路市広畑東防波堤灯台と同市家島町鞍掛島灯台を見通した線以西及び香川県小豆郡星ヶ城頂上と明石市旧東播磨港二見西防波堤灯台（北緯 34 度 41.53 分、東経 134 度 53.19 分）を見通した線以北で、姫路港の港湾区域を除いた兵庫県海面。但し、共同漁業権の区域を除く。（注）	5月6日から7月5日まで	別記	10トン未満	52隻	定めなし

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年4月3日から同年5月4日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年5月6日から令和5年5月5日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 中型まき網漁業の操業を妨げてはならない。

イ 操業に際して魚群包囲後は漁船機関の推進力を利用して曳網してはならない。また、揚網時には網船を錨で固定しなければならない。

ウ 午後4時から翌日の午前5時に至る間は操業してはならない。

別記 推進機関の馬力数

110キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）35馬力以下

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域	漁業時期		推進機 関の馬 力数	総トン 数	隻数	漁業を 営む者 の資格
江井島 二見町 播磨町	たい、はま ち五智網 漁業	明石市古波止 から高砂市東 播磨港伊保灯 台までの海面。 ただし、共同漁 業権の区域を 除く。(注)	たい	4月1日から 12月31日まで	定めな し	定めな し	1隻	定めな し
			はまち	9月15日から 11月20日まで				

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年2月14日から同年3月17日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
江井島、二見町、播磨町	はまちを目的とする場合は、網目7.2センチメートル未満の漁具を使用してはならない



**兵庫県告示第 号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第8号に掲げる敷網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
神戸市	八田網漁業	別記1の1	7月1日から翌年4月30日まで	定めなし	定めなし	2隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年3月15日から同年4月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年5月1日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、概ね次に掲げる条件を付けることがある。

使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でないといけない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 300ワット以下	600ワット以下

別記1 操業区域

1 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。（注）

（注）操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

**兵庫県告示第 号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
神戸市	建網漁業	別記	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年2月14日から同年3月17日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

別記 操業区域

大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。（注）

（注）「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

**兵庫県告示第 号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
北淡 一宮町	きす流網 漁業	別記	6月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	42隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年4月15日から同年5月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年6月1日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 日没から日の出に至る間操業してはならない。

イ 使用する網の総延長は、400メートル以内でなければならない。

別記 操業区域

次のア、オ、カを結んだ線及びカから香川県小豆島星ヶ城を見通した線以南の海面のうち、淡路市野島江崎から洲本市五色町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)

ア 淡路市江崎灯台

イ 播磨灘航路6番燈浮標

ウ 淡路市江井崎北端

エ 播磨灘鹿ノ瀬燈浮標

オ アとイを結んだ延長線とウとエを結んだ線の交点

カ ウとエを結んだ延長線と明石市明石城と香川県小豆島星ヶ城の見通し線との交点

(注) 操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
森	きす流網漁業	共第108号共同漁業権の区域	5月11日から9月19日まで	定めなし	定めなし	2隻	別記

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年4月15日から同年5月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年6月1日から令和5年5月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 日没から日の出に至る間操業してはならない。

イ 使用する網の総延長は、400メートル以内でなければならない。

別記 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
江井ヶ島	ひき縄漁業	神戸市兵庫区和田岬から姫路市飾磨区妻鹿までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注)「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年2月14日から同年3月17日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げるたこつぼ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
江井島	まだこ・いいだこつぼ漁業	明石市林から明石市魚住町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	周年	定めなし	定めなし	2隻	定めなし

(注)「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年2月14日から同年3月17日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
伊保	いかかご漁業	別記	4月15日から7月10日まで	定めなし	定めなし	8隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年2月27日から同年3月30日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年4月15日から令和5年3月31日までとする。

別記 操業区域

高砂市曾根町地先から同市伊保町地先海面のうち、次の点、A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

A 姫路市大塩町天川川尻右岸導流堤（通称十三段波止）基部

B 高砂市荒井町地先高砂西部埋立地護岸南西角

ア Aから207度2,000メートルの点

イ Bから203度30分1,400メートルの点

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
姫路	あなごせん漁業	別記	6月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	6隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年4月15日から同年5月16日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年6月1日から令和5年3月31日までとする。

別記 操業区域

姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。